

2. 給与所得控除の改正

- ①給与所得控除額が一律10万円引き下げられます。
②給与所得控除の上限が適用される給与等の収入額を1,000万円から850万円に、上限額を220万円から195万円に引き下げられます。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下	その収入金額×40%	その収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	その収入金額×30%＋18万円	その収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	その収入金額×20%＋54万円	その収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	その収入金額×10%＋120万円	その収入金額×10%＋110万円
850万円超1,000万円以下	その収入金額×10%＋120万円	195万円
1,000万円超	220万円	195万円

※子育て世帯や介護世帯に配慮する観点から、所得金額調整控除の措置があります。
※ただし、給与等の収入金額が660万円未満の場合、給与所得は上記の表によらず所得税法別表第5により求めます。